

入札参加資格登録者様

会津若松地方広域市町村圏整備組合
管理者 室井 照平
(公印省略)

地方自治法施行令改正等による各種制度の改正について（通知）

このことについて、地方自治法施行令の改正等を受け、令和7年10月1日より、契約関係に関する各種制度の改正を行いましたので、お知らせいたします。なお、改正後の各種制度については、当組合ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

記

1 随意契約による場合の予定価格引き上げ

物価高騰や事務の効率化の観点から、地方自治法施行令が改正されたため、随意契約が可能となる予定価格引き上げを行いました。

また、制限付き一般競争入札及び指名競争入札に関する予定価格についても、引き上げを行いました。

(1) 随意契約が可能となる予定価格引き上げ

対象業務	改正前	改正後
工事又は製造の請負	130万円まで	200万円まで
財産の買入れ	80万円まで	150万円まで
物件の借入れ	40万円まで	80万円まで
財産の売払い	30万円まで	50万円まで
上記以外のもの	50万円まで	100万円まで

(2) 発注する業務の予定価格引き上げ

発注方式	対象業務	改正前	改正後
制限付き一般競争入札 及び指名競争入札	工事	予定価格が <u>130万円</u> を超えるもの	予定価格が <u>200万円</u> を超えるもの
	測量、設計及び 印刷業務	予定価格が <u>50万円</u> を超えるもの	予定価格が <u>100万円</u> を超えるもの

(3) 低入札価格調査を実施する業務の予定価格引き上げ

発注方式	対象業務	改正前	改正後
制限付き一般競争入札 及び指名競争入札	工事	予定価格が <u>130万円</u> を超えるもの	予定価格が <u>200万円</u> を超えるもの

(4) 最低制限価格を設定する業務の予定価格引き上げ

発注方式	対象業務	改正前	改正後
制限付き一般競争入札 及び指名競争入札	測量、設計及び 印刷業務	予定価格が <u>50万円</u> を超えるもの	予定価格が <u>100万円</u> を超えるもの

2 公表の対象となる予定価格引き上げ

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令が改正され、公表が必要となる予定価格を引き上げました。

(1) 発注見直し

対象業務	改正前	改正後
工事	予定価格が <u>250万円</u> を超えるもの	予定価格が <u>400万円</u> を超えるもの

(2) 入札及び契約等に係る情報

対象業務	改正前	改正後
工事	予定価格が <u>130万円</u> を超えるもの	予定価格が <u>200万円</u> を超えるもの
測量及び設計業務	予定価格が <u>50万円</u> を超えるもの	予定価格が <u>100万円</u> を超えるもの
印刷業務	予定価格が <u>50万円</u> を超えるもの	予定価格が <u>100万円</u> を超えるもの
物品購入（修繕）契約	予定価格が <u>80万円</u> を超える随意契約	予定価格が <u>150万円</u> を超える随意契約

3 改正後の規則等の確認方法

改正を行った規則等については、以下のとおりです。

- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則
- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事発注基準
- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合委託業務発注基準
- ・ 物品購入（修繕）契約の入札等の公表に関する取扱
- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事低入札価格調査取扱要領
- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合最低制限価格取扱要領
- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事発注予定情報公表要領
- ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合建設工事等入札及び契約に係る情報公表要領

掲載場所

トップページ → 組合紹介 → 入札情報 → 関係例規